石川県情報公開審査会の答申概要(答申第98号)

- 1 異議申立ての対象となった請求対象文書(諮問案件第155号) 平成7年度から平成17年度までの石川県職員採用候補者試験(職務経験者)における論文試験の文題
- 2 担当課(所) 人事委員会事務局総務課
- 3 異議申立て等の経緯
- (1) H21.11.2 公開請求

(4) H21.12.28 諮問

(2) H21.11.12 不存在決定

(5) H23. 4. 8 答申

- (3) H21.12.14 異議申立て
- 4 諮問に係る審査会の判断結果 不存在とした決定は、妥当である。

該当条項 査 会 \mathcal{O} 判 断 旨 条例第11条 実施機関は、請求文書に対応する公文書について、人事委員会事務局文書取扱規程(以 第2項 下「文書取扱規程」という。)による保存期間を経過しているため保有していないと主張 (不存在) している。 当審査会において、当該公文書の保存期間を確認するため、文書取扱規程に基づく保存 期間に関する文書を見分したところ、試験問題の保存期間は、平成15年度以前は1年、 平成16年度以降は3年となっていた。 したがって、本件公開請求が行われた時点において、当該公文書の保存期間が経過して いることは明らかであり、実施機関が保存期間を経過した当該公文書を廃棄し、保有して いないと述べていることは、特段不合理とはいえない。 また、異議申立人は、文書の保存期間が経過していても、担当者の引継ぎ文書等に添付 され残っているかどうか確認すべきであると主張しているが、実施機関は、試験問題等は 厳重に保管すべきもので、担当者の引継資料に添付する性質のものではなく、論文試験の 文題の決定にあたっては、過去の出題にとらわれず、その年度に最適な文題を作成してい

実施機関の主張については特段不自然、不合理とはいえない。

るので、担当者において過去の文題を保管する必要性はないと主張しており、このような

5 審議経緯 審査回数 6回

答 申 書

平成23年4月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった公文 書につき、不存在とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成21年11月2日に、「平成7年度から平成19年度までの石川県職員採用候補者試験(職務経験者)における論文試験の文題」について公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成21年11月12日に、平成7年度から平成17年度までの石川県職員採用候補者試験(職務経験者)における論文試験の文題(以下「本件請求文書」という。)について公文書不存在決定(以下「本件処分」という。)を行い、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、別に、平成18年度及び平成19年度分について公開決定を行った。

(保有していない理由)

保存年限経過

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年12月14日に、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成21年12月28日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 文書の保存期間が経過していても、担当者の引継ぎ文書等が残っていれば、公開することは可能である。
- (2) 実施機関の理由説明書では、異議申立書で指摘した担当者の引継ぎ文書等の存否について探索したかどうかが触れられておらず、異議申立てに応えていない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び当審査会での意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件公開請求に対応する公文書の保存期間については、石川県人事委員会事務局文書取 扱規程(平成5年石川県人事委員会訓令第1号。以下「文書取扱規程」という。)に基づき、 平成15年度以前は1年、平成16年度以降は3年と定めている。

したがって、本件請求文書は公開請求のあった時点において保存期間が経過しており、 保存期間を経過した文書については職員立会いのもと溶解しているので保有していない。

2 論文試験の文題は、保存期間内において正本1部を施錠できる書庫で厳重に保管し、期間経過後は職員立会いのもと溶解により廃棄しており、担当者の引継資料として保管する性質のものではない。

なお、論文試験の文題の決定にあたっては、過去の出題にとらわれず、その年度に最適な文題を作成しており、担当者において過去の文題を保管する必要性はない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

平成7年度から平成17年度までの石川県職員採用候補者試験(職務経験者)における 論文試験の文題を記載した文書である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

実施機関は、請求文書に対応する公文書について、文書取扱規程による保存期間を経過 しているため保有していないと主張している。

当審査会において、当該公文書の保存期間を確認するため、文書取扱規程に基づく保存期間に関する文書を見分したところ、試験問題の保存期間は、平成15年度以前は1年、 平成16年度以降は3年となっていた。

したがって、本件公開請求が行われた時点において、当該公文書の保存期間が経過していることは明らかであり、実施機関が保存期間を経過した当該公文書を廃棄し、保有していないと述べていることは、特段不合理とはいえない。

また、異議申立人は、文書の保存期間が経過していても、担当者の引継ぎ文書等に添付され残っているかどうか確認すべきであると主張しているが、実施機関は、試験問題等は厳重に保管すべきもので、担当者の引継資料に添付する性質のものではなく、論文試験の文題の決定にあたっては、過去の出題にとらわれず、その年度に最適な文題を作成しているので、担当者において過去の文題を保管する必要性はないと主張しており、このような

実施機関の主張については特段不自然、不合理とはいえない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 12 月 28 日	○諮問を受けた。(諮問案件第155号)
平成 22 年 11 月 9 日	○実施機関(人事委員会事務局総務課)から理由説明書を受理した。
平成 22 年 12 月 8 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成22年12月16日	○事案の審議を行った。
(第 206 回審査会)	
平成 23 年 1 月 16 日	○事案の審議を行った。
(第 207 回審査会)	
平成 23 年 1 月 28 日	○事案の審議を行った。
(第 208 回審査会)	
平成 23 年 2 月 14 日	○実施機関職員から意見聴取を行った。
(第 209 回審査会)	
平成23年3月9日	○事案の審議を行った。
(第 210 回審査会)	
平成 23 年 3 月 25 日	○事案の審議を行った。
(第 211 回審査会)	